

新潟市新しい観光スタイル推進協議会規約(案)

(名称)

第1条 この会は、新潟市新しい観光スタイル推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 新潟市の観光業関係者が連携し、新型コロナウイルス感染症による観光自粛ムードを段階的に緩和・払しょくして新潟市への観光マインドを向上させるとともに、新しい生活様式に準じた新潟市の新しい観光スタイルを構築することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新潟市への観光マインドの向上に関すること
- (2) 新潟市の新しい観光スタイルの構築に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、別表に掲げる委員以外の新たな委員を任命することができる。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、新潟市長をもって充てる。

3 副会長は、公益財団法人新潟観光コンベンション協会理事長及び一般社団法人日本旅行業協会関東支部新潟県地区委員長をもって充てる。

4 監事は、新潟商工会議所事業部長及び公益財団法人新潟観光コンベンション協会専務理事をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、協議会が解散するまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に就任した者が、その属する団体において就任したときの役職を離れたときは、当該委員の任期は当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員が欠けたときは、前任者の属していた団体において当該者の後任となった者が委員に就任するものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会の委員が属する団体の中から、会長が指名する者により構成する。
- 3 幹事会は、次の事項を審議し、会務の計画立案等にあたる。
 - (1) 協議会に付議すべき事項に関すること
 - (2) その他、会長が必要と認めること
- 4 幹事会は、必要に応じて関係団体等の意見を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、幹事会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

第9条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 総会の議長は、会長または会長が指名した者をもってこれに充てる。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決議する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画、予算及び決算に関すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めること
- 4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、総会に代え書面により委員に可否を求め、議決を行うことができる。
- 6 委員以外の者の総会への出席の可否は、会長がこれを決する。

(専決処分)

第10条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないときは、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、総会に報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、新潟市観光・国際交流部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、新潟市観光・国際交流部長をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、初年度は協議会設立の日から令和3年3月31日までとし、次年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(解散)

第14条 協議会は、令和4年5月31日をもって解散する。

- 2 協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和2年7月14日から施行する。
- 2 この規約は、協議会の解散の日に、その効力を失う。

別表（第4条関係）

会 長	新潟市長
副会長	公益財団法人新潟観光コンベンション協会理事長
副会長	一般社団法人日本旅行業協会関東支部新潟県地区委員長
委 員	新潟商工会議所常務理事・事務局長
委 員	新潟シティホテル連絡協議会会長
委 員	新潟市旅館ホテル協同組合理事長
委 員	協同組合新潟県旅行業協会理事長
監 事	公益財団法人新潟観光コンベンション協会専務理事
監 事	新潟商工会議所事業部長